有限会社高橋材木店

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法　一般事業主行動計画

男女共に社員が長く勤続するため、社員の仕事と子育ての両立を図ることを目指し、
それぞれの社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する

１．計画期間　令和８年９月１日　～　令和１０年８月３１日

２．目標の取組み内容・実施時期

目標１：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、育児休業制度等のパンフレットを活用して、全社員に配布し制度の周知を図る（次世代法）

＜実施時期・取組内容＞
□令和８年１０月～　「育児休業取得率100%」及び「１か月以上の育休取得」を推進するため、やまぐち"とも×いく"応援企業の登録を受ける
□令和８年１１月～　制度に関するパンフレットを活用して、全社員に配布して、育児休業制度の周知を図る

目標２：管理職に占める女性労働者の割合について２０%以上を目指す（女性活躍推進法）

＜実施時期・取組内容＞
□令和８年９月～　管理職に対して社員のヒアリングを実施する
□令和８年１１月～　各種研修等を活用して、意識の醸成を図る
□令和９年１月～　社員と管理職に対する今後のキャリアプランの面談を計画する

目標３：年次有給休暇取得の促進ため、取得実績を基に、社員と取得の目標日数を設定し、各社員で有給の取得率３０%を目指す（女性活躍推進法、次世代法共通）

＜実施時期・取組内容＞
□令和８年９月～　目標に向けて、社員と目標に対する課題・改善策を検討する
□令和８年１０月～　社員ごとに取得目標を設定する
□令和９年１月～　３カ月ごとに取得状況について確認して、取得を促す
□令和９年４月～　取得状況の振り返りを行い、目標達成に向けた計画を検討する